

八人 二第 399 号 令和 5 年 9 月 14 日 (5-4)

大阪社会保障推進協議会 会長 安達 克郎 様

八尾市長 山本 桂村 一切 一

「2023年度自治体キャラバン行動・要望書」について(回答)

平素は、八尾市政に多大のご支援・ご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。 さて、先日貴会より提出のありました要望書につきまして、別紙のとおり回 答いたします。

公聴担当:人権ふれあい部

コミュニティ政策推進課

(電話:072-924-3818)

※回答内容につきましては、各回答課まで お問い合わせください。

# 2023 年度回答書

# 要望項目

# 1. 職員問題

- ① 自治体職員の削減をやめ、緊急時・災害時に住民救済にこたえられる職員配置をすること。その際は非正規ではなく正規職員での採用を行うこと。
- ② 大阪社保協調査によると各市町村の理事者・管理職等のジェンダーバランスが男性に偏り異常である。特に社会保障の担い手の多くは女性であり、さらに子育て・教育・介護等の担い手の多くは女性であるため、女性たちのニーズを的確にとらえ政策化するためには、女性の管理職を増やすことが必須。ジェンダーバランスが偏っていることの理由を明らかにし、積極的な女性の登用を行うこと。

# (①②回答)総務部(人事課)

限られた職員数で、安定的かつ効率的な市民サービスの提供を可能とする組織体制について検討を行うとともに、人材を適材適所に配置し、効率的な行政運営に努めてまいります。

また、女性や男性の性別だけでなく、多様な人々が働ける職場環境の実現のため、個々の事情に応じた、多様で柔軟な雇用形態や働き方を検討してまいります。

③ 大阪には多くの外国人が住んでいるにもかかわらず、大阪社保協調査でもなんら外国人 対応をしていない市町村が多い。また、日本が読めて書ける人でなければ対応できない 申請用紙が殆どである。ポケトークなどの変換器などの機器では実際の現場では行政用 語の変換が難しい。日本語が話せない、読めない書けない外国人のために役所及び区役 所に少なくとも数名の外国語対応ができる職員を配置すること。

(回答) 人権ふれあい部 (人権政策課)

本市においては、ニーズの高い中国語とベトナム語の通訳者を市役所に配置し、市役所内での各種行政手続きにおいて外国人市民を支援できる体制を構築しています。また、市内3箇所で外国人相談窓口を設置し、各窓口には外国人市民が母語で相談できるよう、外国語の話せる相談員を配置することで、外国人市民が安心して生活できる環境づくりに取り組んでいます。

# 2. こども・シングルマザー等貧困対策関係

① こどもの貧困実態調査および「ヤングケアラー」実態調査を実施し、相談支援体制を整備するとともに、介護・家事・育児などの支援体制をつくること。

(回答) こども若者部 (こども総合支援課)

(こどもの貧困実態調査部分についてはこども若者政策課にて回答)

本市においては、「大阪府こどもの生活に関する実態調査」を大阪府及び府内 18 自治体と共同で実施し、その中でこどもの貧困実態についても調査してまいります。

また、「ヤングケアラー」の課題や実態を把握するため、令和5年度に義務教育後の高校1年生から高校3年生相当の年齢を対象にアンケート調査を実施するとともに、子育て世帯訪問支援事業を開始し、家事・育児等の支援強化を図ります。

② 子ども及びひとり親の医療費助成制度を無料にすること。医療費より負担が重い入院時食事療養費は無料にすること。妊産婦医療費助成制度を創設すること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

入院時食事療養費制度は、入院して療養している者と在宅等で療養している者との公平を図る観点から、食事に関して家庭でも要している程度の額を、標準負担額として患者から支払いを求めることになっており、その金額は、厚生労働大臣が定める額とされています。本市といたしましては、法令等で定められた制度の適切な運用に引き続き努めてまいります。

# (回答) こども若者部 (こども若者政策課)

子ども及びひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の制度に基づき各市町村で実施しており、一部自己負担の無料化につきましては、府内において一部負担を無くしている市町村はなく、さまざまな課題があり、市単独での実現は困難であると考えております。

また、入院時食事療養費につきましては、入院と在宅療養の負担の公平性を図る観点などから、負担能力のある方につきましては応分の負担をお願いするものでありますが、 健康保険制度上の低所得者(住民税非課税世帯)に対しましては、子ども医療費助成制度において市独自の施策として助成を実施しております。

③ コロナ禍と物価高で困窮世帯が激増している。独自に地域で活動するNPO、子ども食堂、市民団体等と連携し、フードバンク・フードドライブ・フードパントリー事業を公的な場所の提供など等で支援し、さらには自治体独自にまたは社会福祉協議会等と連携して食糧支援を行うなど、市民に食べ物が届くようにすること。NPOや市民団体が朝食支援や長期休みの食事支援ができるよう事業化し、公的な施設や学校空き教室の無料貸出しを行うこと。

(回答)健康福祉部(地域共生推進課)

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関(八尾市生活支援相談センター)や 生活保護等の相談の中で、本人や世帯のお困りの事の状況に応じて、フードバンク・フー ドドライブ・フードパントリー事業などと連携し、生活困窮等の問題を抱える本人や世帯 の支援を行っております。

今年度から実施する八尾市社会福祉協議会フードバンク事業や、社会福祉法人が連携・協働して取り組む「大阪しあわせネットワーク」においても必要に応じ、食糧支援等を行っております。

#### (回答) こども若者部 (こども若者政策課)

また、平成29年度より実施している八尾市子どもの居場所づくり事業では、こども食堂などの運営を行う市民団体等に居場所づくりの実施に必要な経費の助成を行っており

ます。開設日時は、団体によって異なりますが、夏休み等の長期休暇中も開設しています。

今後もすべての子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるため、市民団体やフード バンク事業などと連携して、子どもの居場所づくり事業を実施してまいります。

④ 小中学校の給食を自校式で実施し、給食費を無償化すること。保育所・こども園・幼稚園などの副食費を無償化すること。

(回答) こども若者部(保育・こども園課)

保育所・こども園・幼稚園などの副食費の無償化につきましては、国制度に沿って実施しており、国制度によれば、「在宅にて子育てをする場合でも同様に生じる費用であること、授業料が無償化されている義務教育の学校給食や他の社会保障分野の食事についても自己負担」とされていることなどを踏まえ、利用者負担となりますが、制度上、一定の減免措置はとられております。

# (回答)教育委員会事務局(学務給食課)

小学校給食につきましては、自校方式の完全給食を実施しております。また、給食費については、令和3年11月分から令和6年3月分まで子育て世帯への支援策として無償化を実施しております。

一方、中学校給食につきましては、令和5年9月からランチボックス・デリバリー方式による全員給食を実施いたします。また、給食費につきましても、令和5年9月分から令和6年3月分まで物価高騰における子育て世帯への支援策として無償化を実施してまいります。

⑤ 児童扶養手当の申請時及び8月の現況届提出時にプライバシーに留意し人権侵害を行わないこと。特に DV に関連した離婚については詳細な聞き取りを行うことでフラッシュバックを引き起こし最悪乖離等の状況になる危険性もありうるため細心の配慮を行うこと。面接時に他の制度(生活保護のしおりや奨学金情報等)の紹介を行うこと。外国語対応も行うこと。

(回答) こども若者部 (こども若者政策課)

児童扶養手当の申請時及び8月の現況届における支給要件等の確認時においては、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないように十分配慮して行っております。

ひとり親家庭に対しては、必要な支援を行き届かせることが求められていることから、面談時には必要に応じて、他の制度についても周知を図っております。

外国語対応については、多言語によるパンフレット等を作成するなど外国人市民へのわかりやすい情報提供等に取り組んでおります。

⑥ 学校歯科健診で「要受診」と診断された児童・生徒の受診状況と、「口腔崩壊」状態になっている児童・生徒の実態を調査すること。「口腔崩壊」状態の児童・生徒が確実に受診できるよう、スクールソーシャルワーカーや家庭生活支援員ら第3者による付き添い受診を制度化すること。

#### (回答)教育委員会事務局(学務給食課)

各学校においては、学校歯科医による学校歯科健診を適切に実施しており、その結果を基に、学業や発育に差支えの出るような疾病が疑われる児童生徒については速やかに受診勧告を行い、必要に応じて専門家の支援も受けながら、早期受診・治療へつなげております。

⑦ 児童・生徒の口腔内の健康を守るため全小中学校で給食後に歯みがきの時間を設けるとともに、フッ化物洗口に取り組むこと。

(回答)教育委員会事務局(学務給食課)

児童生徒の口腔内の健康を守るため、小学校3年生全員を対象に実施している歯みがき指導を含む口腔衛生講座の中で、食後の歯みがきの重要性についても指導しているところです。

なお、給食後の歯みがきについては、感染症対策に留意しながら学校毎に実施しております。また、フッ化物洗口については、小学校1校で試行実施し、費用対効果を検証してまいります。

⑧ 障がい児(者)が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい児(者)歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成すること。

(回答) 健康福祉部 (健康推進課)

障がい者(児)に対しては、八尾市保健センターにおいて3か月に1回、歯の健康を維持できるよう、障がい者(児)歯科予防教室を実施し、歯科診療になじむための講習やブラッシング指導を行っています。

また、障がいの有無にかかわらず、満20歳から70歳までの5歳刻みの年齢及び75歳以上の大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者以外の方を対象とし、市内の身近な歯科医療機関において、無料で歯科健康診査を受診していただけることとしております。 委託医療機関一覧については、保健事業案内やホームページに掲載しています。

⑨ 公営住宅(府営住宅以外)の全戸数と最新の空家数をご教示いただくとともに、「ハウジングファースト」の考え方のもと、空家の目的外使用により家を失った学生、若者、シングルマザー、高齢者などへのシェアハウス等の提供などに取り組んでいる支援団体に無料または安価で貸し出すこと。

(回答) 建築部(住宅管理課)

公営住宅の管理戸数は850戸。うち空家戸数は28戸。

空家の目的外使用については、火災等により罹災し、当該家屋で居住することが著しく困難な世帯等を対象に実施しておりますが、対象世帯や運用方法の変更等につきましては、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、引き続き検討してまいりたいと考えております。

# 3. 医療・公衆衛生(コロナ5類対応も含)

① 新型コロナ対策について

- ・厚生労働省との交渉では保健師の配置については都道府県の要望に応じて対応する旨の回答がある。 府の対策本部会議でも懸念されている「新たな流行が想定を超える感染者が生じた時」の対応に向けた対策について、管内保健所の機能強化と保健師など人材確保について大阪府に対して強く要請すること。
- ・移行期間終了後(9 月以降)の入院調整について、府の対策本部会議の専門家の意見で指摘された「地域の医療機関から保健所へ連絡を行う際は専用のホットライン」の設置について、管内保健所での検討を要請すること。
- •5 月 8 日以降、大阪府は配食サービスやパルスオキシメーターの貸出、訪問看護師による健康観察を終了するとしているが、自治体独自で高齢者世帯や独居の方への支援策として、希望者に対しては引き続き継続すること。

(回答) 健康福祉部 (保健企画課)

- ・保健所の機能強化につきましては、平成30年4月の保健所設置以降取り組んできているところですが、今般の新型コロナウイルス感染症対応におきましても、全庁的な応援に加え、保健師等の専門職を採用するととともに、人材派遣による専門職の人材確保に努めてまいりました。また、次の感染症危機に備えるため、昨年12月に成立した改正感染症法により、令和5年度中に、都道府県は同法に基づく予防計画の改定を行うとともに、保健所設置市は都道府県計画を踏まえた新たな予防計画を策定することが義務付けられ、現在、策定に向けた作業を進めているところです。今後も引き続き、新興感染症等に対応できるよう、人員体制の確保を含めた保健所の機能強化に努めてまいります。
- ・現在、新型コロナウイルス感染症患者の入院調整につきましては、病診・病病連携により行っているところですが、入院調整が難航する事例等については、保健所が設置している「八尾市新型コロナ相談センター」で 24 時間体制のもと対応しているところです。 9月以降の移行期間終了後につきましても、医療機関と保健所との連絡体制の確保に努めてまいります。

#### (回答) 健康福祉部(保健予防課)

・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置づけられたことに伴い、本市におきましても大阪府と同様に配食等のサービスを終了しましたが、今後も国や府の動向を踏まえ必要に応じ検討してまいります。

#### ② 老人医療費助成制度について

・昨年 10 月から 75 歳以上高齢者で年収が 200 万円以上の方の一部負担が 2 割になった。さらに出産一時金の財源で後期高齢者医療保険の保険料も引上げられることが決まった。コロナ禍で暮らしが逼迫している高齢者のいのちと健康を守るためにも自治体独自の老人医療費助成制度をつくること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

後期高齢者医療制度においては、団塊の世代が 75 歳以上の高齢者となり始める中で、 持続可能な医療保険制度としていく観点から、窓口負担割合や保険料の負担の変更が行 われているところでありますが、本市としましては現行制度を基本としながら、適切に 制度の運営をしていくことが重要であると考えており、新たな市独自の制度を創設することは困難です。

# ③ 健康保険証とマイナンバーカードの1本化について

・国は健康保険証を廃止してとマイナンバーカード 1 本化法が審議されている(5 月 16 日現在)。しかし、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚く対応している現在の「短期保険証」の発行も「短期保険証」も廃止するとしている。同法案が成立した場合、自治体独自で「短期保険証」に代わる対応をなど含めて、保険料を全額支払えない家庭に対して自治体で手厚い対応を継続すること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

マイナ保険証にかかる運用につきましては、国において現在も議論がなされており、 国の動向を注視しながら、適切に法令に基づいた対応を図ってまいります。また、令和 6年度からは、オール大阪で大阪府国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事 務を行っていくこととしております。

なお、保険料の納付が困難な世帯に対しては、生活の実態把握に努めながら、各種制度の説明等を行うとともに、必要に応じて各種支援につなぐなど、今後も丁寧な対応を行ってまいります。

④ 地域で歯科口腔保健を推進するためには、行政機関とともに活動する歯科医師・歯科衛生士を増やし、体制を拡充する必要がある。保健所・保健センターに歯科医師・歯科衛生士を配置すること。

(回答)健康福祉部(保健企画課)

歯科医師及び歯科衛生士の配置につきましては、現下の厳しい財政状況及び人事状況から 実施は困難であると考えておりますが、今後も国・府・他市町村の動向を注視しながら研究して まいります。

#### 4. 国民健康保険

① コロナ禍と物価高の被害を受けている自営業者・フリーランス・非正規労働者はすべて 国保に加入しており、国保料引き下げは最も効果的な貧困対策であるのに多くの市町村 が黒字を出しながら次年度に繰り入れず基金に積み上げ、保険料の値上げを行なうとい う事態となっている。元凶は「大阪府国保統一化」であり、そのためにだけ保険料が大 幅値上げとなっており、中央社保協大都市調査では大阪府統一国保料が全国一高くなっ ており、それに引きずられて大阪府内市町村国保料が全国的にも高額となっている。こ うしたことから 2024 年度の完全統一を延期すること。さらに少子化対策の障害となっ ているこどもの均等割をゼロとすること。

(回答)健康福祉部(健康保険課)

大阪府及び府内市町村では、オール大阪で「大阪府国民健康保険運営方針」に沿って 取り組みを推進していくこととしており、本市においても負担の公平性の確保、財政の 安定化、持続可能な制度の構築の観点から、広域化による運営が基本であると考えてお ります。そのため、市民周知を適切に行いながら、令和6年度からの府内統一基準への 移行を図ってまいります。

また、子どもに係る均等割の減額措置につきましては、令和4年度から未就学児に係る均等割を5割減額する措置が導入されておりますが、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、国の責任と財政負担のもと、対象年齢や減額割合の拡大について、大阪府市長会や中核市市長会などを通して、引き続き、国に対して意見・要望を行ってまいります。

② 国民健康保険傷病手当を自治体独自に実施、適用拡大をするとともに国に対し制度化するよう意見をだすこと。傷病手当や減免制度の内容、徴収の猶予、一部負担金減免などわかりやすいチラシを独自に作成し周知を行い申請を促す手立てを工夫すること。様々な申請についてはメール申請・オンライン申請ができるよう、ホームページに申請用紙をアップしダウンロードができるようにすること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給につきましては、国通知に基づき、その運用に努めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月7日付けで感染症法上第5類感染症に移行による傷病手当金の支給にかかる国の財政支援の終了に伴い、本市制度も終了しております。

また、その他各種制度等の周知につきましては、市ホームページや納付書送付時に内容を記載した冊子やチラシを同封するなど、今後も丁寧な制度説明に努めてまいります。また国保手続きに係る申請関係につきましては、意見書や領収証等紙媒体での添付資料も多いことから、早期のオンライン申請等は困難であると考えますが、他市町村の事例等を含め、研究してまいります。各種申請書様式については、市ホームページに、既に各種申請書をダウンロードしていただけるようにしております。

③ マイナンバーを国民健康保険証とした場合、現場実務者としてどのような問題が起きる のか、具体的に教示いただきたい。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

マイナ保険証の運用につきましては、現在、国において課題等の議論がなされているところであり、引き続き、国の動向を注視しながら、適切な対応を図ってまいります。

④ 国民健康保険料の決定通知・納付票・国保のしおり等の外国語対応をすること。

(回答) 健康福祉部 (健康保険課)

外国語対応として、SNS(LINE、Facebook)による国保制度の説明を、英語訳、中国語訳、ベトナム語訳にて発信する取り組みを、関係課とともに取り組んでおります。引き続き、外国の方にとってより分かりやすい方法にて発信できるよう努めてまいります。

#### 5. 特定健診・がん検診・歯科健診等

① 特定健診・がん検診については、全国平均と比較して大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。特

#### 定健診・市民健診の案内等外国語対応をすること。

#### (回答) 健康福祉部 (健康保険課)

本市においては、特定健診について、八尾市国民健康保険加入者の自己負担額を無料化するとともに、検査項目の充実を図るなど様々な対策を講じることにより、受診率の向上に努めております。生活習慣病の早期発見・予防という健診の必要性をすべての方に理解していただき、継続して定期的に受診いただけるよう、未受診者への電話やはがきでの個別勧奨及び地域でのイベントなど様々な機会を通じて、より一層受診勧奨に努めるとともに、先進事例の研究や医師会等関係機関との連携により、引き続き受診率の向上に取り組んでまいります。

#### (回答) 健康福祉部 (健康推進課)

また、がん検診についても、自己負担をすべて無料としており、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業における個別の受診勧奨を積極的に行うとともに、大阪府精度管理センターによる分析や助言に基づいて受診勧奨を実施し、保健センターでの乳幼児健診時に保育付きの子宮がん検診を実施するなど、受診率向上に向けた取り組みを進めているところであります。

# (回答) 人権ふれあい部 (人権政策課)

外国語対応について、中国やベトナムにルーツを持つ方が多い地域では、外国人コミュニティ等の協力を得て周知を行うことで受診率向上に努めております。また、八尾市外国人相談窓口とも連携し、健診啓発、受診時の外国語対応を行っています。

② 住民の口腔内の健康を向上させ、生活の質を高めるために歯科口腔保健条例並びに歯科口腔保健計画を策定し、地域の実情に応じた総合的な歯科保健対策を推進すること。歯科口腔保健法(2011 年施行)では国及び地方公共団体の役割として、国民が定期的に歯科検診を受けるために必要な施策を講ずることが規定されている。成人期の歯科検診や在宅患者・障害者らを対象にした歯科検診の機会が十分に保障されていないことから、検診の対象範囲を広げるとともに、自己負担なく受けられるようにすること。特定検診の項目に「歯科検診」を追加すること。

# (回答) 健康福祉部 (健康推進課)

歯と口腔の健康に関する取り組みについては、八尾市健康まちづくり計画~健康日本21 八尾第4期計画及び八尾市食育推進第3期計画~(計画期間令和4年度~令和10年度)において指標を定め、行動計画を策定し、進めています。特に「8020運動」及び「6024運動」の推進等に努めており、歯科健康診査につきましては、すべてのライフステージに対応するため、平成29年4月より対象年齢を拡大し、満20歳から70歳までの5歳刻みの年齢および75歳以上の大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者以外の方を対象とし、市内の身近な歯科医療機関において、無料で受診していただけることとしております。委託医療機関一覧については保健事業案内やホームページに掲載しています。

#### 6. 介護保険·高齢者施策

① 第9期の介護保険料改定にあたっては、高齢者に過大な負担となっている介護保険料を 一般会計繰入によって引き下げること。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てて いる市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し低所得者 の公費軽減を後退させないよう求めるとともに、国庫負担引き上げによる保険料基準額 の引き下げを求めること。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

介護保険制度は、介護保険事業計画の中で介護保険サービスにかかる費用について、 公費と保険料の負担割合が明確に定められおり、一般会計繰入によって保険料を引き下 げることは考えておりません。

また、第8期保険料は、給付費準備基金から9億円の繰入を予定した保険料の基準額を設定しており、基金を過大に積み立てることは行っておりません。第9期保険料につきましても、基金を過大に積み立てることのないよう基金取崩の計画を策定してまいります。

なお、低所得者の保険料については、消費税率変更に伴う負担軽減強化により令和元 年度より公費負担で保険料率を引き下げております。

② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

介護保険料の減免制度の拡充につきましては、これまでも一部の要件の見直しを行うなど既に拡充しているところであり、現時点においてさらなる減免制度の拡充は考えておりません。

また、低所得者の保険料については、消費税率変更に伴う負担軽減強化により令和元年度より公費負担で保険料率を引き下げております。

③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体 独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部 屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

介護保険制度は、給付と負担を明確にした社会保険制度となっており、法令等に基づき一定の利用者負担をお願いしております。また、低所得者に対する軽減措置として補足給付については、所得に応じて負担限度額が設けられていることから、本市独自にさらなる軽減措置を講ずることは考えておりません。今後も引き続き、国に対して、補足給付の負担限度額の引き下げを要望してまいります。

- ④ 総合事業(介護予防・生活支援総合事業)について
- イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来 (介護予防訪問介護・介護予防通所介護)相当サービス」を利用できるようにすること。 また、新規・更新者とも要介護(要支援)認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。

- ロ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者な どの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障すること。
- ハ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケア マネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

イ.現時点において、必要に応じて要支援認定者の「従前相当サービス」の選択は可能です。また、総合事業のみを利用する場合におきましても、従来と同様に要介護認定申請をしていただくことができるため、新規・更新者ともに要介護認定申請を抑制するものではありません。

ロ.総合事業における「訪問型サービス」については、サービスの内容により単価を設定しており、「従前相当サービス」については従来と同じ単位を設定しておりますが、「訪問型サービス A (生活援助サービス)」については、身体介護を伴わないサービスであるため、新たな単位を設定しております。なお、「訪問型サービス A」については、有資格者の訪問介護員のみがサービス提供するのではなく、本市で実施する「生活援助サービス従事者研修」の修了者によるサービス提供も可能としており、介護人材の育成にも取り組んでおります。

ハ.「自立支援型地域ケア会議」につきましては、多職種が協働して、個別ケースの支援内容を検討することで、高齢者の自立に資するケアマネジメントを実施し、被保険者の課題解決や自立支援の促進、ひいては QOL の向上をめざしているものです。また自立支援のためには、高齢者本人の意欲と理解が重要であるため、高齢者本人の自己実現を目指したケアマネジメントを実施してまいります。

⑥ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

介護保険制度を運営するにあたり、ケアマネジメントに基づく必要なサービスを適切に提供するとともに、保険者機能強化推進交付金の趣旨を踏まえ、評価指標の内容につきましても適切に第8期計画に反映しているところです。

また、介護予防・重度化防止目標及び今後の方向性については、国の介護保険制度全体の方向性を注視しつつ、本市の現状も踏まえた対応を行ってまいります。

⑦高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策(クーラーを動かすなど)ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位(地域包括ケアの単位)で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター(開放公共施設)へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。

# (回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

高齢者の熱中症予防の対応として、高齢者あんしんセンターや介護予防教室・家族介護教室や地域のイベント参加時にも、熱中症予防の啓発やチラシの配布を行っていることころです。なお、身近な地域において高齢者を見守る取組みといたしましては、日常生活や仕事の中での「気づき」により、地域全体で高齢者を見守る「高齢者見守りサポーター」を運用しているところです。

次に、介護保険制度においては給付限度額内で介護サービスを利用することと定められており、移動等の支援においても適切に介護サービスを利用していただくこととなります。

また、老人福祉センターにおいて、エアコンを入れた大広間等を開放しており、利用 者等が涼んでいただけるように周知も行っているところです。

なお、年金生活者や生活保護受給者の高齢者に対する個人給付となるクーラー導入費 用や電気料金に関する補助制度を創設する予定はありません。

#### (回答) 健康福祉部 (健康推進課)

高齢者を含め広く市民の方に対し熱中症予防に関する普及啓発を行うため、ちらしを作成し、各出張所等や商業施設、地域のイベント等で配付するとともに、民生委員・児童委員や高齢者安心センター(地域包括支援センター)にも配付し、活用いただいております。また、熱中症予防に関する健康教育や市政だよりやホームページ、生活応援アプリ「やおっぷ」でのプッシュ通知等で、広く情報提供及び注意喚起を行っています。

⑧電気料金高騰は高齢者の生活を直撃しているなかで、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。

(回答) 政策企画部(政策推進課)

本市におきましては、国際情勢に伴う物価高騰やエネルギー高騰等の影響を受ける市 民や事業者に対し、国・大阪府と歩調を合わせつつ、各種支援に取り組んでいるところ です。

令和5年度におきましては、物価・エネルギー高騰等による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯への支援として、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない住民税均等割のみ課税世帯等に対し、市の独自施策として、1世帯当たり3万円の給付を行っております。

また、家庭における電気代の高騰に対する負担軽減等を図るため、省エネルギー性能の高いエアコン・冷蔵庫の買い換えに当たり、1台あたり最大3万円の補助制度も実施しております。

今後も、市民が安全・安心な日常生活を送ることができるよう各種の取り組みを実施 してまいります。

⑨入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

介護保険施設及びグループホーム等の整備につきましては、八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定時に要介護認定者及び介護事業者に実態調査や施設設備についての意向調査を実施したうえで、高齢者のニーズや既存施設の入所状況等を踏まえ、施設整備の計画を立てているところです。

⑩介護人材の不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による 全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

介護人材の不足の解消は、本市においても重要な課題と認識しております。自治体による独自の処遇改善助成金等については、保険給付費が年々増加傾向にあり介護保険事業の財政がひつ迫していること、また自治体間での財政格差等により実施が困難であるため、国に対して介護人材確保に向けての抜本的な処遇改善を図るため、交付金等国庫負担による財政措置を講じるよう要望しているところです。

①軽度難聴者への補聴器購入資金助成制度を実施すること。

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

聴覚障がい者への補助制度として補装具による補聴器の支給を行っておりますが、全国市長会を通じて、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じることについて要望しております。また、市独自の拡充については、本来、国が取り組むべき課題であり、現在の厳しい財政状況から困難であります。

⑩介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をも たらし個人情報の漏洩などの危険性があるため導入しないように国に意見をあげること。

(回答) 健康福祉部 (高齢介護課)

介護保険被保険者証のマイナンバーカード化につきましては、国の動向に注視しつつ、 介護保険制度の適正な運営に努めてまいります。

# 7. 障がい福祉「65歳問題」と重度障害者医療

① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定(要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと)との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

65 歳到達時において要介護認定を受けていない方については、要介護認定の申請日前に障がい福祉サービスを終了させることはせず、移行期間を設け、介護保険制度との適応関係について十分な説明を行い、本人やご家族の理解を得ながら、手続きを進めております。

② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下(打ち切り)は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。

(回答)健康福祉部(障がい福祉課)

65 歳到達時において要介護認定を受けていない方については、障がい福祉サービスを終了させることはせず、移行期間を設け、介護保険制度との適用関係について十分な説明を行い、本人やご家族の理解を得ながら、手続きを進めております。

③ 2007 年通知「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等について」・2015 年事務連絡「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」・「介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領:令和5年4月)」に明記されている内容にもとづき運用を行うこと。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

国の通知においては、「介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービス 利用が優先される」とされていることから、障がい福祉サービスと介護保険制度との適 用関係につきましては、相談時に十分な聴き取りと説明を行うとともに、本人やご家族 の理解を得ながら、適切なサービス利用のご案内を行ってまいります。

# (回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

国の通知においては「介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービス 利用が優先される」とされていることから、障がい福祉サービスと介護保険制度との適 応関係につきましては、相談時に十分な聴き取りと説明を行うとともに、本人やご家族 の理解を得ながら適切なサービス利用のご案内を行ってまいります。

④ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルール を設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出の「適用関係通知」等で厚生労働省が示す基 準にもとづく運用を行うこと。

(回答)健康福祉部 (障がい福祉課)

本市におきましては、国通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先的に利用する ものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保 険サービスにより受けることが可能かを判断し、個々の実態に即した適切な運用を行っ ております。 ⑤ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市では、65歳到達の3か月程度前に対象者に対し、介護保険移行に関する説明文書を送付し周知しております。その際に、介護保険への移行が困難な場合については、個々の状況に応じ障がい福祉サービスの継続も行っております。

⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用 する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市におきましては、国通知に基づき、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断し、個々の実態に即した適切な運用を行っております。

⑦ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービス を利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること

(回答) 健康福祉部 (障がい福祉課)

本市におきましては、介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合においても、申請者の個別の状況に応じた適切なサービス決定を行っております。また、市長会等を通じて、国に対し、実績に応じた財政措置を講じることを引き続き求めてまいります。

⑧ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合、総合 事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

総合事業におけるサービスについては、有資格者によるサービスや住民住体によるサービス等の種類があり、サービス内容によって提供者が異なります。

障害福祉サービスを受けてこられた方の状況をアセスメントすることにより、必要なサービスにつきましては適切な人材により提供しているところです。

⑨ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。

(回答) 健康福祉部(高齢介護課)

介護保険制度は、給付と負担を明確にした社会保険制度となっており、法令等に基づき一定の利用者負担をお願いしております。また、利用料が高額とならないよう所得区

分に応じて利用者負担限度額が設けられています。介護保険事業の財政がひっ迫した状況下で利用者負担をなくすことは困難ですが、負担増加につながらないよう給付適正化に努めてまいります。

(回答)健康福祉部 (障がい福祉課)

障がい福祉サービスにつきましては、現在でも住民税非課税世帯の利用は無料となっております。また、課税世帯についても所得区分に応じた負担上限額が設けられるなどの配慮がなされております。

⑩ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

(回答)健康福祉部 (障がい福祉課)

重度障がい者医療費助成制度は、平成30年4月に、対象者の拡充とともに一部自己負担の見直しを行っております。市独自の助成制度として低所得者に対する入院時食事療養費の助成を行っておりますが、更に市独自の助成制度を実施することにつきましては、現在の厳しい財政状況から困難です。

# 8. 生活保護

① コロナ禍の中においても生活保護申請数、決定数が伸び悩んでいる。特に申請を躊躇わせる 要因となっている意味のない「扶養照会」は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明し た場合は必ず申請を受理すること。2022年度の扶養照会件数と扶養に結びついた件数を教示 いただきたい。

(回答)健康福祉部(生活福祉課)

扶養照会については、法や厚生労働省の通知等に依拠しながら適正に実施してまいります。また、窓口対応については、その方の生活状況等を十分にお聞かせいただきますが、申請意思が確認された方に対しては、速やかに申請書を交付の上、申請受付をしているところであります。

なお、扶養に結びついた件数等は把握しておりません。

② 札幌市や大阪でも寝屋川市などが作成されている「生活保護は権利です」という住民向けポスターを作成し役所での掲示や広報への掲載を行うこと。

札幌市生活保護ポスター <a href="https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf">https://www.city.sapporo.jp/fukushi-guide/documents/hogoposter.pdf</a> 寝屋川市生活保護チラシ <a href="hogoshinseisodan.pdf">hogoshinseisodan.pdf</a> (city.neyagawa.osaka.jp)

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

生活保護制度の広報についてでありますが、ホームページや暮らしのガイドブック等で市民に向けて必要な発信を行うとともに、生活に困窮された方が生活保護につながることができるよう民生委員をはじめとする相談窓口と連携して行ってまいります。

③ ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置 し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い 女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協への相談や 2020-2022 年度に 実施された全国一斉コロナホットラインで多数報告されている。窓口で申請者に対して申請権 侵害など人権無視の対応は行わないこと。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

ケースワーカーの配置については、社会福祉法において、標準数が定められていることから、その体制の整備に努めてまいります。

また、ケースワーカーのスキルアップのため、生活保護事務にかかる内部研修の充実 と専門性を高める研修を行い、資質の向上に努めております。窓口対応については、そ の方の生活状況等を十分にお聞かせいただきますが、申請意思が確認された方に対して は、速やかに申請書を交付の上、申請受付をしているところであります。

④ シングルマザーや独身女性の担当は必ず女性ケースワーカーとし家庭訪問も必ず女性ケースワーカーが行くこと。そうでなければ人権侵害であることを認識すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

現在、女性のケースワーカーも配属されているところですが、ケースワーカーについては地域ごとに担当を定め、担当ケース数を調整していますので、シングルマザーや独身女性は女性が担当するということの実現は困難です。しかしながら就労の関係で家庭訪問が夜間となる場合には女性ケースワーカーが同行するなど、世帯の状況に応じた配慮を行っています。

⑤ 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかり やすく、必要な情報を正しく解説したものとすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時 配架すること。(懇談当日に「しおり」「てびき」の内容を確認しますので、必ず作成しているもの の全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

要保護者の申請権を保障することは、生活保護行政の基本と考えており、「生活保護のしおり」については、カウンターなどに常時配架しております。

また、適時、生活保護の制度を分かりやすく説明したものに改善してまいります。申請書については、面接室に常時配架しており面接相談を行って、生活保護制度や他法他施策の説明をさせていただきますが、申請意思が明らかな方については保護申請を受理しております。

⑥ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務 所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診 をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護 利用者の医療を受ける権利を保障すること。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

本市におきましては、市役所が閉庁している休日や夜間の時間帯に、急病等のため緊

急に医療機関への受診が必要となった場合に、被保護者の方の受診の利便性を図り、安心して受診できるよう「夜間・休日緊急用医療受診票」を全世帯に交付しております。

なお、医療券方式から医療証方式への変更については、医療扶助運営要領の改正を必要とするため、今後も国等の状況を注視してまいります。

生活保護受給者の健診については、担当課と連携をとりながら、保護開始時の個別案内、全世帯へのチラシ郵送や生活福祉課窓口でのチラシの配架等にて、受診勧奨に努めております。

⑦ 警察官 OB の配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。

(回答) 健康福祉部(生活福祉課)

現在本市では警察官OBの配置はしておりません。また、「適正化」ホットライン等も 行っておりませんが、不正受給に対しては適正に対応しております。

⑧ 生活保護基準は、2013 年 7 月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。 (回答) 健康福祉部(生活福祉課)

生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっております。

⑨ 住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

住宅扶助を含む、生活保護法による保護の基準等については、国により定められることとなっております。

住宅扶助基準は、国において各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民営借家等を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等を踏まえて見直されました。

厚生労働省通知にもとづく経過措置、特別基準については、形式的に適用するのではなく、世帯の意思や生活状況を十分考慮し、個々の世帯の事情に応じて適用しております。

⑩ 医療抑制につながる医療費の一部負担の導入と、ジェネリック医薬品の使用の義務化、調剤 薬局の限定は実施しないよう国に求めること。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

医療費の一部負担の導入については、国の動向を注視しています。ジェネリック医薬品の使用の義務化については、法に依拠し適正に対応しております。かかりつけ調剤薬局については、服薬管理や服薬指導を一元化することで重複処方や併用禁忌薬の使用防止につながり、生活保護受給者の健康管理に寄与するとの考えのもとして検討されていると認識しております。

① 国に対し、大学生、専門学生の世帯分離は、あくまで世帯の意思を尊重することを国に要望すること。

(回答) 健康福祉部 (生活福祉課)

高校卒業後、進学を希望される世帯に対しましては、生活保護法上の取扱を丁寧に説明したうえで、世帯分離という方法で進学することを、ご本人に判断いただいているところです。国の動向を見ながら、実施にあたっては生活保護制度の本旨に基づき適切に行っているところです。

# 9. 防災関係

① 災害時の避難所である小学校の体育館の冷暖房、全てのトイレの様式化を速やかに実施すること。整備率を明らかにすること。

(回答)教育委員会事務局(教育政策課)

すべての小学校の体育館には大風量スポットエアコンを4台配置し、令和3年度より使用しております。避難所が開設された際にも使用できます。学校トイレの便器洋式化は、配管等も含めた大規模改造事業をトイレ棟1棟単位で年3校を計画的に進めており、令和4年度末時点で洋式化率約46%となっております。

② 高層住宅が増えてきている。高齢者、障碍者が災害時に高層住宅で日常生活を維持するには多くの困難を抱えるため、特別な支援対策を講じ、住宅管理者に対しても指導・啓発活動を実施すること。

(回答) 危機管理課、

健康福祉部(高齢介護課、障がい福祉課)

建築部 (審査指導課)

現在、災害時要配慮者支援の取り組みを進めており、自主避難が困難な高齢者、障がい者について把握し、地域における避難支援に活用できるような体制を構築するとともに、防災講演会の開催やハザードマップの周知などの啓発活動を行っております。また、八尾市開発指導要綱により、共同住宅を目的とする開発事業にあっては開発区域の面積が 0.5 ヘクタール以上の規模となる開発事業を行う場合は、災害時に必要とされる用品等を備蓄するための防災備蓄倉庫を自らの負担において設置しなければならないとなっております。